

# 岩見沢市立メープル小学校いじめ防止基本方針(R6.4.1 改訂)

## 1. いじめの定義と本校の基本認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

#### [留意点]

- ・「性的マイノリティなど多様な背景を持つ子ども」、「東日本大震災により被災した子ども又は原子力発電所事故により避難している子ども」等、特に配慮が必要な子どもについて、特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。

### (2) いじめに対する本校の基本認識

いじめは人権侵害であり、絶対に許されない。いじめの大小は第三者が決めるものではない。いじめられた子どもの心の傷は一生残る。本校では、いじめの根絶に向け、日常的・組織的な指導にあたる。「いじめは、どんな学級にも起こりうる」と考え、日常の指導にあたる。そのためには、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、体系的・計画的にいじめの未然防止・早期発見に取り組み、いじめが認知された場合には、早期対応を的確に行い解決していくことを確認する。

#### 【いじめ防止に向けたメープル小学校の基本姿勢】

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理・福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。
- いじめの芽はどの児童どの学級にも生じうるという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- 「いじめをしない、させない、見過ごさない」という学校風土をつくる。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感、自己信頼感を育む教育活動を推進する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- 全ての教師で子どもを見て情報交換をし、早期発見解決に努める。

### (3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害を受けている子どもといじめ行為を行っている子どもといじめ行為を行っている子どもの関係修復状況など、他の事情も勘案して判断する。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害を受けている子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は少なくとも3か月を目安。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- ②被害を受けている子どもが心身の苦痛を感じていないこと
  - ・被害を受けている子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
  - ・被害を受けている子ども本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

## 2. いじめ未然防止の取組

### (1) 児童への指導

- ①児童が、自己有用感、自己肯定感、自己信頼感を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ②一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ③1時間のねらいを明確にした道徳の時間の授業を実施し、体験活動や他の教科との関連を図った指導をする。
- ④日々の授業をはじめ、縦割り班活動、小中連携、社会や自然との直接的な関わり等、様々な体験活動により、コミュニケーション能力や人の絆を大切にできる心情を高める。
- ⑤「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるよう、さまざまな機会を通して指導していく。
- ⑥観衆・傍観者になることなく、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。また、ひやかしやからかいに同調することは、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑦インターネット上のいじめに対する指導や情報モラル教育を充実する。

### (2) 教職員としての姿勢

- ①いじめが生まれにくい環境を作るために、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進する。
- ②いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つ。
- ③情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- ④教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る。
- ⑤子どもが性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、「生命(いのち)の安全教育」を推進する。
- ⑥アイヌの人たちについて正しく理解し、アイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を推進する。
- ⑦思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育を図る。
- ⑧教師の不適切な言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることを認識する。
- ⑨一人で問題を抱え込まずに、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。
- ⑩人間関係を修復していく力を身につけさせる。

### (3) 学校の組織的な対応

- ①全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、見過ごさない」という学校風土をつくる。
- ②全ての児童を対象とした「いじめに関するアンケート調査」(5月、11月)を実施し、児童の実態把握に努める。また、アンケート調査の結果に基づく児童への聞き取りを行い、いじめが発見された場合は、速やかに解消を図る。
- ③校内で、いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努めるとともに、学校外の様々な相談機関を周知する。
- ④一人が全児童を、全職員で一人の児童を見る指導体制と「報告・連絡・相談・確認」の徹底を図る。
- ⑤児童実情交流を毎週金曜日、毎月の職員会議での生徒指導交流、毎学期の学級経営交流会でできるめ細やかな児童の実態交流を行い、小さな変化を見逃さない。

#### (4) 保護者、地域との連携

- ① 児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 日常的な電話や連絡帳、家庭訪問、保護者会懇談会などによる保護者との情報交換を行う。
- ③ いじめ問題に関する情報を積極的に発信する。(学校だより、学校HP、PTA行事等)

### 3. いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

#### (1) いじめの早期発見に向けた取組

- ① 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、生徒指導委員会を中心に気付いたことを共有し、組織的に大勢の目で児童を見守る。
- ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、学級・学年、生徒指導委員会等で組織的に対応する。
- ④ 「ハイパーQUテスト」を実施し、学級担任・学年の教員が児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢で児童との信頼関係を深めるとともに、生徒指導委員会等で組織的に対応する。

#### (2) いじめの早期解決に向けた取組

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学年団や生徒指導委員会等で対応を協議し、校長を中心に全ての教職員が適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 学校は事案に軽重をつけず事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 教育委員会への連絡・相談や事案に応じて関係機関と連携すると共に、指導方針については家庭と合意形成を図ることに努める。
- ④ いじめられている児童の心のケアについては、養護教諭やスクールソーシャルワーカー等と連携を図り支援にあたる。

#### (3) 保護者・地域、関係機関等と連携した取組

- ① 校長のリーダーシップの下、教員と心理・福祉等の専門スタッフとの連携・協働体制を構築する。
- ② いじめ問題が発生したときには、学校だけで問題解決を図るのではなく、保護者との連携をいつも以上に密にして学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ③ 教育委員会や学校適応指導教室、青少年センター、子育て支援センター、SSWをはじめ、警察、児童相談所、医療機関、法務局などの関係機関や専門家等に相談・通報を行い、適切な援助を求めると共に、日ごろから緊密に連携できる体制を構築する。
- ④ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、学校評価や教職員評価によって多視的な検証を図り、評価結果を踏まえた改善を行う。
- ⑤ 策定した学校いじめ防止基本方針について、学校だよりや学校のホームページなどにおいて公開する。
- ⑥ いじめを発見したときの連絡相談窓口を必ず入学時・各学年の開始時に資料配付し、子ども、保護者、関係機関などに説明する。
- ⑦ また、いじめが犯罪行為と認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについても、予め保護

者に対して説明をする。

#### 4. いじめ問題に取り組むための校内組織

##### (1) 生徒指導委員会(学校いじめ対策組織)

- ①問題行動の未然防止策や問題行動発生時の対応策等を検討し組織的な対応を行う。
- ②校長、教頭、指導部長、指導部員、養護教諭、当該学級の担任、関係する機関等により組織する。

##### (2) 学級経営交流会

- ①年3回(各学期1回)全教職員が参加し開催する。
- ②問題を抱えている児童についての情報交換、共通指導・支援についての話し合いを行う。

#### 5. 教育委員会、関係機関、専門家等との連携

##### (1) 重大事態への対処と教育委員会への報告

重大事態とは

- (1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ①いじめを認知した場合は、岩見沢市教育委員会に報告する。
- ②認知したいじめが「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則し、岩見沢市教育委員会に報告し、「いじめ問題専門委員会」の指導助言を仰ぎながら、組織的に対応していく。また、子どもやその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが合った場合には、学校の意見とは関係なく重大事態が発生したものとして対応する。

##### (2) 関係機関、専門家等との連携

いじめ問題の解決にあたっては、岩見沢児童相談所、岩見沢市学校適応指導教室、岩見沢市青少年センター、岩見沢市教育支援センター、スクールソーシャルワーカー等の関係機関や専門家と協力・連携し対応する。

##### (3) 警察との連携

いじめ問題の内容が法に抵触すると考えられる場合には、岩見沢警察署に相談(通報)し対応する。

#### 6. 学校と家庭(保護者)の責務及び地域の役割

##### (1) 学校及び教職員の責務

- ①学校は、児童のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめ認知に努める。
- ②教職員は、いじめを発見した場合等は、いじめ防止委員会に報告し、組織的な対応に繋げるとともに、被害児童を徹底して守り通します。
- ③教職員は、自らの不適切な言動等によりいじめを助長することのないようにする。

##### (2) 家庭(保護者)の責務

- ①家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関して第一義的な責任を有している。
- ②保護者は、児童がいじめを受けている場合には、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとと

もに、児童の心情を十分に理解し、対応することが望まれる。

(3) 地域の役割

- ①地域は子どもにとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組む場として、発達の段階に応じた健やかな成長・発達に欠かせない役割を有している。
- ②児童がいじめを受けていると感じた場合などには、学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡するなどして、児童生徒の抱える問題の解決に努めることが望まれる。